

令和7年度(2025年度) 春日部市水道事業 水質検査計画

水質検査は、水質基準に適合し安全な水であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。検査の適正化を確保するため、毎年、水道法に基づく項目、頻度をはじめ、実施内容を水質検査計画として定めています。



新方川水管橋

埼玉県の新方川改修事業に合わせ、昭和50年度に設置された水管橋を新しくする工事が完了しました。

内 容

1. 基本方針.....	2
2. 水道事業の概要.....	2
3. 原水および浄水の水質状況.....	4
(1)原水の状況.....	4
(2)浄水の状況.....	4
4. 水質検査	
(1)水質検査地点.....	5
(2)検査項目と頻度.....	6
5. 水質検査の方法.....	11
6. 臨時の水質検査.....	11
7. 検査結果の公表.....	12
8. 検査結果の評価と水質検査計画の見直し.....	12
9. 水質検査の精度と信頼性保証.....	12
10. 関係者との連携.....	12

1. 基本方針

この春日部市水道事業水質検査計画(以下「水質検査計画」という。)は、水道法(以下「法令」という。)第1条に基づき、安全で良質な水を市民の皆さんに供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とします。

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓、浄水場出口および原水(井戸)とします。

(2) 検査項目

法令で義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置付けることが望ましいとされる水質管理目標設定項目、このほか、水道水の処理過程を確認するため、独自に設定する項目について検査します。

(3) 検査頻度

法令では、項目ごとに標準的な検査頻度が定められており、水質が良好な場合には頻度が緩和できることも規定されています。これまでの検出状況等を考慮し、頻度の緩和を図りながら定めるものとしてします。

2. 水道事業の概要

本市の給水区域面積は65.98km²、給水人口は約23.0万人(令和6年3月末)、日平均配水量は70,667m³(令和5年度)です。

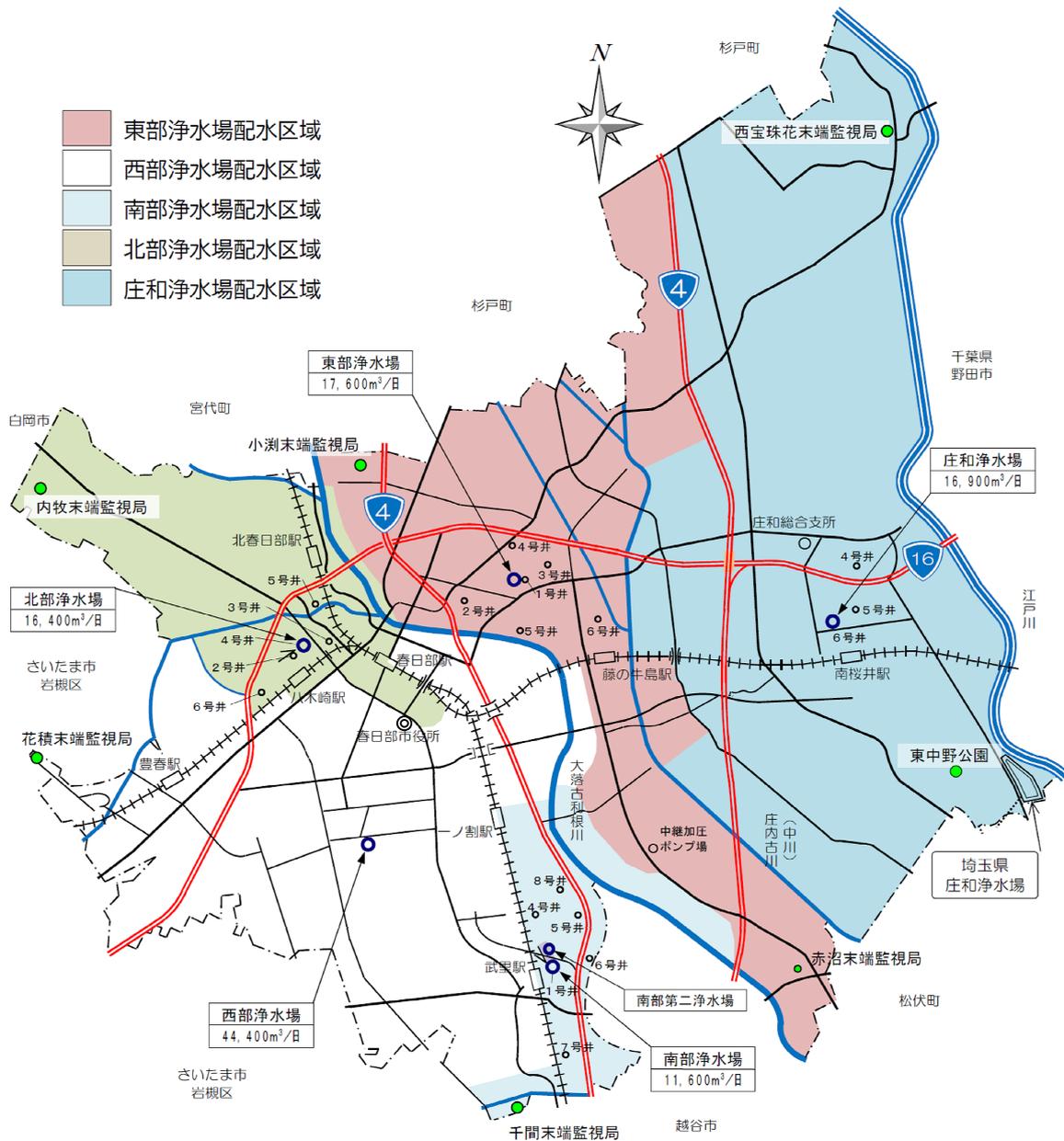
本市は、埼玉県営水道から受水した水(県水)、給水区域内の井戸20本(休止中1本、予備3本を含む)を水源とし、5か所の浄水場(東部浄水場、西部浄水場、南部浄水場、北部浄水場、庄和浄水場)から配水しています。

図表1 各浄水場の概要

名称	東部浄水場	西部浄水場	南部浄水場 南部第2浄水場※
所在地	樋籠234番地1	一ノ割1731番地1	備後東六丁目16番5号
敷地面積	9,507m ²	10,967m ²	5,229m ²
最大給水能力	17,600m ³ /日	44,400m ³ /日	11,600m ³ /日
水源	県営水道 深井戸6本	県営水道	県営水道 深井戸6本(予備1本、休止1本)
配水池	PC6,500m ³ ×2池	PC7,500m ³ ×3池	RC1,700m ³ ×2池
浄水方法	急速ろ過 前塩素処理	-	急速ろ過 前塩素処理
浄水能力	5,760m ³ /日	-	4,160m ³ /日
消毒方法	次亜塩素酸ナトリウム	-	次亜塩素酸ナトリウム

※南部浄水場・南部第2浄水場は、一体で機能する施設

名称	北部浄水場	庄和浄水場
所在地	浜川戸一丁目20番3号	大衾455番地1
敷地面積	5,347m ²	9,668m ²
最大給水能力	16,400m ³ /日	16,900m ³ /日
水源	県営水道 深井戸5本(予備2本)	県営水道 深井戸3本
配水池	ステンレス2,400m ³ ×2池、 ステンレス3,400m ³ ×1池	RC2,400m ³ ×2池、 RC4,100m ³ ×1池
浄水方法	急速ろ過 前塩素処理	急速ろ過 前塩素処理
浄水能力	3,600m ³ /日	4,800m ³ /日
消毒方法	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム



図表2 給水区域および各施設位置図

3. 原水および浄水の水質状況

(1) 原水の状況

①自己水(地下水)

本市の井戸は、250～410mの深井戸であるため、地表の影響を受けにくく安定した水質・水量を確保することが可能ですが、汚染された場合には影響が長期にわたるリスクがあります。

現在のところ、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物による汚染や、PFOS、PFOAをはじめとする有機フッ素化合物の化学物質による汚染などは見受けられません。

本市の地下水は鉄・マンガンを多く含むことから、消毒用の次亜塩素酸ナトリウムを使って酸化させた後、急速ろ過により浄水処理を行っています。この次亜塩素酸ナトリウムは、地下水に含まれている有機物と反応し、トリハロメタン類をはじめとする消毒副生成物を生じさせるリスクがあり、高温期にはより濃度が上昇する傾向があります。

②県水

東部浄水場、西部浄水場、庄和浄水場は、埼玉県庄和浄水場から浄水(県水)を受水しています。このうち、西部浄水場で受水した水の一部は、さらに北部浄水場、南部浄水場へ送水しています。

埼玉県庄和浄水場は、利根川水系の江戸川表流水を原水とし、本市を含む7市1町へ給水しています。地下水と同様に消毒を目的として、次亜塩素酸ナトリウムを注入しているため、消毒副生成物が生じます。

これに加え、河川水は藻類によるカビ臭(ジエオスミン、2-メチルイソボルネオール)、魚類(ハクレン)の産卵による臭気、大雨による濁度上昇といった影響を受けることがあり、季節や気候状況に応じて高分子凝集剤(PAC)や活性炭注入が行われています。

(2) 浄水の状況

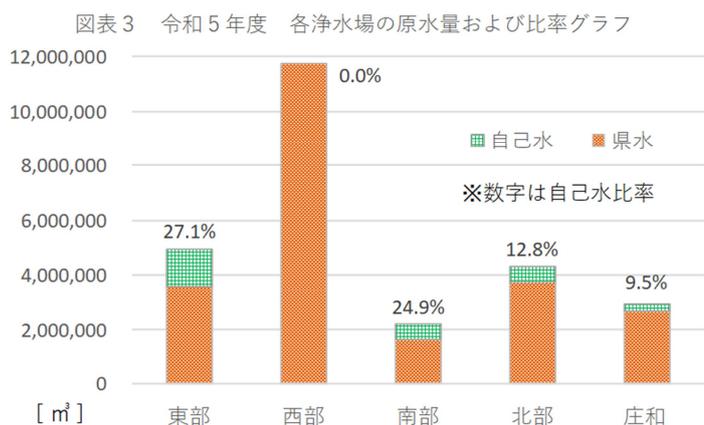
定期検査では、水質基準値や水質管理目標設定項目の目標値を満たしていることを確認しています。

本市の浄水は、おおむね自己水1割、県水9割を混合し、供給しています。

令和5年度は、自己水は約272万m³を取水、県水は約2,345

万m³を受水しました。浄水場毎の比率は図表3のとおりです。

令和5年は夏から秋にかけて、消毒副生成物であるトリハロメタン類が例年より高い値で推移しました。そのため、令和6年度からは要因として考えられる夏季の湯水、水温上昇、水質変化等に対して、夏季の自己水取水の減量化をはじめ、消毒剤注入量の管理徹底や滞水時間を減らすなどの対応を取りながら注意深く監視を続けています。



4. 水質検査

(1) 水質検査地点

① 給水栓

図表4に示す各配水区域の末端7か所の給水栓を、水道法に基づく定期水質検査の地点として設定します。

また、毎日検査は各配水区域を代表する6か所の給水栓において、1日1回以上検査を行います。

図表4 検査地点(給水栓)

配水区域	名称	所在地	定期検査	毎日検査
東部浄水場	小淵末端監視局	小淵905-1 (小淵小学校内)	○	○
	赤沼末端監視局	赤沼818-2	○	○
南部浄水場	千間末端監視局	千間一丁目99 (武里第六公園内)	○	○
西部浄水場	花積末端監視局	道口蛭田15-2	○	○
北部浄水場	内牧末端監視局	内牧3276-1	○	○
庄和浄水場	東中野公園	東中野839-1 (東中野公園内)	○	—
	西宝珠花末端監視局	西宝珠花637 (大風公園内)	○	○

② 浄水場

浄水処理における水質管理のため、原水、ろ水機出口・浄水場出口で検査を行います。

なお、西部浄水場は浄水施設を有しておらず全量県水を配水しているため、埼玉県企業局から提供される結果を活用します。

③ 水源(深井戸)

水源の水質状況を確認するため、図表5に示す地点で検査を行います。

図表5 検査地点(水源)

	水源名	所在地	備考
1	東部浄水場1号井	樋籠 234-4	
2	東部浄水場2号井	八丁目 353-1	
3	東部浄水場3号井	樋籠 629-2	
4	東部浄水場4号井	八丁目 1137-1	
5	東部浄水場5号井	樋堀 537-1	
6	東部浄水場6号井	牛島 1195	
7	南部浄水場1号井	備後東六丁目 16-5	南部浄水場内
8	南部浄水場4号井	備後東八丁目 2078-3	
9	南部浄水場5号井	備後東七丁目 521-3	
10	南部浄水場6号井	備後東五丁目 369-3	休止
11	南部浄水場7号井	大畑 464	
12	南部浄水場8号井	備後東二丁目 1531-2	予備水源
13	北部浄水場2号井	浜川戸一丁目 16-5	
14	北部浄水場3号井	粕壁 6686-4	予備水源
15	北部浄水場4号井	浜川戸一丁目 20-3	予備水源、北部浄水場内

	水源名	所在地	備考
16	北部浄水場5号井	梅田二丁目 61-8	
17	北部浄水場6号井	八木崎町5	
18	庄和浄水場4号井	西金野井 386-1	
19	庄和浄水場5号井	大倉 496-1	
20	庄和浄水場6号井	大倉 455-1	庄和浄水場内

(2) 検査項目と頻度

当市では水道法で検査が義務付けられている給水栓(図表4)での水質基準項目に加え、浄水施設の維持管理上必要と認められる項目、将来にわたる水道水の安全性を確保するため留意すべきと判断されている水質管理目標設定項目を選定し、検査を行います。

① 法定の給水栓での検査項目と検査頻度

(ア) 毎日検査項目(3項目)

色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法に基づき1日1回、行います。毎日検査を行う給水栓には、自動水質監視装置を設置しており常時監視を行っています。

(イ) 水質基準項目(51項目)

水道法で定められた給水栓での検査項目と頻度は、図表6のとおり行います。

過去の結果により、1回/3か年、1回/1か年へ検査頻度を少なくすることが認められている項目でも、水質が安定し良好であることを確認するため、1回/3か月の検査を行います。

■ 1か月に1回…9項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)
pH値、味、臭気、色度、濁度

■ 3か月に1回…12項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸
ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸
ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

■ 上記以外とかび臭物質を除く:28項目

■ かび臭物質:2項目

5~10月の6か月間、1回/1か月の検査を実施します
ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

② 本市が独自に行う水質検査項目と検査頻度(水質管理目標設定項目など)

(ア) 水質基準項目

水質変化を総合的に捉えるため、浄水場出口・原水において、給水栓で行っている水質基準項目の検査を図表7のとおり行います。

(イ) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべき項目であることから、浄水、原水それぞれについて、図表8のとおり検査します。なお、原水は3か年に1回の頻度とし、令

和7年度は南部浄水場系の井戸で実施します。

農薬類は、県内での使用実態を勘案した、図表9の項目を対象とします。

東部3号井は、埼玉県水道水質管理計画のモニタリング地点としているため、他地点と頻度等が異なります。

(ウ)クリプトスポリジウムおよびジアルジア

クリプトスポリジウムおよびジアルジアの監視のため、国が示した指針に沿って、原水の指標菌検査を実施します。

(エ)放射性物質

福島第1・第2原子力発電所事故後、水道水中の放射性物質に係る管理目標値が設定されていることから、定期モニタリング調査を行います。

(オ)その他

浄水処理管理、安全性の確認を行うため、原水やろ水機出口において所要の検査を行います。

図表6 法令に基づく水質検査(水質基準項目)

No.	水質基準項目	基準値(mg/L)	過去3年間 最高値(mg/L)	法定頻度		計画頻度 給水栓(回/年)	設定理由等	備考			
				標準	省略※						
1	一般細菌	100個/mL以下	0	月1回	月1回	12		細菌			
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	月1回	月1回	12					
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003未満	年4回	3年1回	4	安全確認のため	無機物/ 重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満			4					
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満			4					
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001未満			4					
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満			4					
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.005未満			4					
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004未満			4					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満			年4回			年4回	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.3			年4回			3年1回	年4回	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.12	年1回	4						
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1未満	4							
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002未満	4							
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005未満	4							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.002未満	4							
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002未満	4							
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	4							
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	4							
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001未満	4							
21	塩素酸	0.6 以下	0.18	年4回	年4回	4	濃度が高くなる夏期 に検査頻度を増やす ため ※臨時でさらに頻度 を増やす場合あり	消毒 副生成物			
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002未満			4					
23	クロロホルム	0.06 以下	0.038			4					
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.013			4					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.026			4					
26	臭素酸	0.01 以下	0.001未満			4					
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.078			4					
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.017			4					
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.025			4					
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.008			4					
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008未満			4					
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1未満	年4回	3年1回	4	性状確認のため	着色			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.04	年4回	年1回	4					
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03未満	年4回	3年1回	4					
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1未満	年4回	年1回	4					
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	30.9	年4回	3年1回	4					
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005未満	年4回	年1回	4					
38	塩化物イオン	200 以下	62.0	月1回	月1回	12		味			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	88.7	年4回	年4回	4		味			
40	蒸発残留物	500 以下	218			4					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満			4					
42	ジェオスミン	0.0001 以下	0.000003	藻類発生期 月1回	藻類発生期 月1回	6	藻類が発生しやすい 5月~10月に検査	発泡 カビ臭			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000002	年4回	3年1回	6	性状確認のため	発泡 臭気			
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005未満			4					
45	フェノール類	0.005 以下	0.005未満			4					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1.2	月1回	月1回	12		基礎的 性状			
47	pH値	5.8~8.6	7.6			12					
48	味	異常でない	異常なし			12					
49	臭気	異常でない	異常なし			12					
50	色度	5 度以下	1未満			12					
51	濁度	2 度以下	0.1未満			12					

※ 法定検査頻度うち「省略」とは、過去3年の結果から減ずることが可能とされている頻度です
黄色セル は、法令により省略が認められていない項目です

図表7 独自に行う水質検査(1) 水質基準項目

No.	水質基準項目	基準値(mg/L)	計画頻度(回/年)			備考
			浄水	原水		
			浄水場 出口	深井戸	深井戸 (予備)	
1	一般細菌	100個/mL以下	4	4	1	細菌
2	大腸菌	検出されないこと	4	4	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1	1	1	無機物/ 重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	1	1	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	1	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1	4	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	1	1	1	一般 有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	1	1	1	
20	ベンゼン	0.01 以下	1	1	1	
21	塩素酸	0.6 以下	1	-	-	消毒 副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 以下	1	-	-	
23	クロロホルム	0.06 以下	1	-	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	1	-	-	
25	ジブromクロロメタン	0.1 以下	1	-	-	
26	臭素酸	0.01 以下	1	-	-	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	1	-	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	1	-	-	
29	ブromジクロロメタン	0.03 以下	1	-	-	
30	ブromホルム	0.09 以下	1	-	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	1	-	-	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1	1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	1	1	1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	味 着色
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	1	1	1	味
38	塩化物イオン	200 以下	4	4	1	
39	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	1	1	1	発泡
40	蒸発残留物	500 以下	1	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	1	1	1	カビ臭
42	ジェオスミン	0.0001 以下	1	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001 以下	1	1	1	発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1	1	1	
45	フェノール類	0.005 以下	1	1	1	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	4	4	1	
47	pH値	5.8~8.6	4	4	1	基礎的 性状
48	味	異常でない	4	-	-	
49	臭気	異常でない	4	4	1	
50	色度	5 度以下	4	4	1	
51	濁度	2 度以下	4	4	1	

図表8 独自に行う水質検査(2) 水質基準水質管理目標設定項目

No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	計画頻度(回/年)			備考
			浄水 給水栓	原水		
				深井戸*1	東部3号井*1	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	1	1/3	2	重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下*2	1	1/3	2	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	1	1/3	2	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	1	1/3	2	一般有機物
8	トルエン	0.4 以下	1	1/3	2	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	1	1/3	2	
10	亜塩素酸*3	0.6 以下	-	-	-	消毒副生成物
12	二酸化塩素*3	0.6 以下	-	-	-	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル*4	0.01 以下*2	1	-	2	消毒副生成物
14	抱水コロラール*4	0.02 以下*2	1	-	2	
15	農薬類	1 以下*6	-	1/3	1	農薬
16	残留塩素	1 以下	1	-	-	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*6	10~100	5	-	-	味
18	マンガン及びその化合物*5	0.01 以下	5	-	-	着色
19	遊離炭酸	20 以下	1	-	-	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	1	1/3	2	臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 以下	1	1/3	2	
22	有機物等(KMnO ₄)	3 以下	1	-	-	味
23	臭気強度(TON)	3 以下	1	-	-	臭気
24	蒸発残留物*6	30~200	5	-	-	味
25	濁度*6	1 度以下	12	-	-	基礎的性状
26	pH値*6	7.5 程度	12	-	-	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0 程度	1	-	-	
28	従属栄養細菌	2,000 CFU/mL以下*2	1	-	-	清浄度
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	1	1/3	2	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物*6	0.1 以下	5	-	-	着色
31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下*2	4	1/3	2	一般有機物

- *1 1/3は「3年に1回」の頻度を示し、令和7年度は南部浄水場系の井戸(4本)を対象とします
東部3号井は埼玉県水道水質管理計画の水質監視地点として位置づけられています
- *2 暫定値
- *3 本市の浄水過程で二酸化塩素は使用していません。また、亜塩素酸は二酸化塩素の原料・分解生成物です
- *4 深井戸における原水の水質検査は消毒過程に至る前であり、消毒副生成物が発生しないと考えられるため対象外とします
- *5 農薬類は115種類が指定されていますが、県内で検出等の履歴がある18種類を検査します(埼玉県水道水質管理計画と同じ)。
各農薬の検出値と目標値の比の総和であるため単位はありません
- *6 水質基準項目と重複しているため、浄水の検査頻度は基準項目と共通です

図表9 独自に行う水質検査(3) 水質基準水質管理目標設定項目(農薬)

No.	項目	用途	目標値(mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05
42	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03
50	シマジン(CAT)	除草剤	0.003
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005
78	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01
82	フェントエート(PAP)	殺虫・殺菌	0.007
94	プロバナゾール	殺虫・殺菌	0.03
110	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
115	モリネート	除草剤	0.005

No.は、対象農薬リスト(115項目:令和4年4月1日時点)の番号

図表10 独自に行う水質検査(4) その他の項目

No.	項目	検査頻度 (回/年)			
		浄水			原水
		給水栓	浄水場出口	ろ水機出口	深井戸
原水項目*1					
1	アンモニア態窒素	12	4	-	4
2	トリハロメタン生成能	-	-	-	1
水質管理上必要な項目					
3	塩素要求量	-	-	-	1
4	鉄およびその化合物	-	-	1	-
5	マンガンおよびその化合物	-	-	1	-
6	有機物 (TOC)	-	-	2	-
クリプトスポリジウム (耐塩素性病原微生物) 予防対策項目*2					
7	嫌気性芽胞菌	-	-	-	4
福島第一・第二原子力発電所事故のモニタリング調査項目*3					
8	放射性ヨウ素(I-131)	-	4	-	-
9	放射性セシウム(Cs-134)	-	4	-	-
10	放射性セシウム(Cs-137)	-	4	-	-

*1 厚生省水道整備課長通知「水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)

*2 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(令和元年5月29日付け薬生水発0529号の別紙2)

*3 厚生労働省水道課長通知「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成24年3月5日付け健水発第0305第2号)

5. 水質検査の方法

- 水質基準項目の検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。その他、水質管理目標設定項目等は、上水試験方法(日本水道協会)などにより行います
- 毎日検査は浄水場運転委託業者へ委託します
- 定期および臨時の水質検査は、職員による採水後、水道法第20条登録検査機関へ委託します

6. 臨時の水質検査

(1) 検査を行う要件

以下のような場合には、臨時の水質検査を行います。検査は、異常が生じている項目、関連する項目を、状況から選定の上で行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域およびその周辺において、消化器系感染症が流行したとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき

(2) その他

採水地点および地点数等は、定期の水質検査に準じるものとし、状況に応じた水源・給水栓等での検査項目を選定します。

7. 検査結果の公表

水質検査計画に基づく給水栓等の水質検査結果は、市公式ホームページで公表します。

8. 検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査の結果は、水質基準、過去の検査結果等と比較することにより実施します。助言、指導などを受けた場合や必要に応じ、地点、回数、項目の見直しを行います。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

委託する検査機関に対して、原則、水質基準値または水質管理目標設定項目目標値の1/10付近の濃度で高精度の品質維持を求めます。

具体的には、検査機関内部での精度管理を徹底することに加え、厚生労働省や埼玉県による外部精度管理事業へ参加することによりクロスチェックを行い、結果報告することを求めます。

10.関係者との連携

水源の周辺状況については市環境部局、クリプトスポリジウム感染症等の消化器系感染症については埼玉県の保健衛生部局と連携・情報交換を図ります。

また、水質汚染等が発生した場合に備え、検査機関を交えた緊急連絡網を整備します。

この水質検査計画について お客様のご意見をお聞かせください

春日部市水道事業

春日部市上下水道部 工務課 浄水担当

電話 048-739-6825

メール komu-ws★city.kasukabe.lg.jp

(★を@に替えてください)